

事業年報

平成23年度



厚生労働省 四国厚生支局

はじめに

我が国においては、少子高齢化の急速な進展、雇用基盤の変化、家族の在り方の変容、経済成長の停滞など社会の構造が大きく変化しており、医療、介護、福祉、年金などの社会保障制度は、多くの課題に直面しております。

このため、今日、社会保障の各分野では、制度見直しに向けた取組みが進められております。

四国厚生支局は、社会保障政策を推進する厚生労働省のブロック行政機関の一つとして、現在、香川本局と徳島、愛媛、高知をそれぞれ管轄する三つの事務所を設置し、医療、健康福祉、年金、麻薬取締などの広範な行政サービスを展開しております。

本書は、関係の皆様方に四国厚生支局の業務への理解を深めていただくため、平成23年度に当支局が実施した業務実績や関係資料を取りまとめたものです。

四国厚生支局は、今後とも国民の健康と生活の質の向上のために、厚生労働省の政策実施機関としての役割を全うすべく、常に「国民目線」に立って、行政サービスの向上、業務の改善・効率化などに積極的に取り組んでまいります。

平成24年11月

厚生労働省 四国厚生支局長

目 次

第 1 章 四国厚生支局の概要

1	基本理念・行動指針	3
2	沿革	4
3	組織	5
4	所在地	6
5	主な業務	7
6	組織目標	10

第 2 章 業務の概要及び実績等

1	総務課	
(1)	国家試験について	13
(2)	中小企業等協同組合について	13
(3)	職員研修について	14
(4)	特例民法法人の指導監督に関する事務について	15
(5)	国有財産の管理及び売却に関する事務について	16
2	企画調整課	
(1)	四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務について	17
(2)	四国地方社会保険医療協議会総会の運営について	17
(3)	四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」について	18
(4)	医療安全（診療関連死）について	19
(5)	四国東南海・南海地震対策連絡調整会議等について	19
3	年金管理課	
(1)	日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可について	21
(2)	日本年金機構が行う滞納処分等の認可について	22
(3)	日本年金機構が行う立入検査等の認可について	23
(4)	日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可について	24
(5)	社会保険労務士に関する業務について	24
(6)	年金委員に関する業務について	25
(7)	学生納付特例事務法人に関する事務について	26
(8)	保険料納付確認団体に関する事務について	27
(9)	国民年金等事務取扱交付金の交付に関する事務について	27
(10)	日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付に関する事務 について	29

4	健康福祉課	
(1)	補助金等の交付に関する事務について	30
(2)	各種養成施設等の指定及び監督について	32
(3)	民生委員等の委嘱等事務について	36
(4)	医療安全の普及・啓発について	37
(5)	医療観察法による移送について	39
5	保険年金課	
(1)	健康保険組合の認可及び指導監督について	40
(2)	全国健康保険協会支部の認可及び指導監督について	40
(3)	厚生年金基金の認可及び指導監督について	41
(4)	確定拠出年金、確定給付企業年金の承認等及び指導監督について	41
(5)	国民年金基金の認可及び指導監督について	42
6	管理課	
(1)	医療法人の監督について	43
(2)	社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	43
(3)	国民健康保険の保険者等の技術的助言・指導監督について	43
(4)	後期高齢者医療保険の保険者等の技術的助言・指導監督について	44
(5)	保険医療機関等及び保険医等の情報の管理について	44
7	医療課	
(1)	保険医療機関等及び保険医等の指導監督について	44
(2)	特定機能病院に対する立入検査業務について	45
(3)	国の開設する病院等の開設承認等について	45
8	指導監査課	
(1)	保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について	46
(2)	保険医療機関等における施設基準等の調査について	46
(3)	保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	47
(4)	四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営について	48
9	徳島事務所	
(1)	保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について	48
(2)	保険医療機関等における施設基準等の調査について	49
(3)	保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	49
(4)	四国地方社会保険医療協議会徳島部会の運営について	50

1 0	愛媛事務所	
(1)	保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について	5 0
(2)	保険医療機関等における施設基準等の調査について	5 1
(3)	保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	5 1
(4)	四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の運営について	5 2
1 1	高知事務所	
(1)	保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について	5 2
(2)	保険医療機関等における施設基準等の調査について	5 3
(3)	保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	5 3
(4)	四国地方社会保険医療協議会高知部会の運営について	5 4
1 2	麻薬取締部	
(1)	薬物事犯の取締りについて	5 5
(2)	鑑定について	5 6
(3)	正規麻薬等の指導・監督について	5 6
(4)	薬物中毒者対策について	5 8
(5)	薬物乱用防止啓発活動について	5 8
1 3	社会保険審査官	
○	社会保険各法による保険者が行う処分決定に係る不服申立の審査 請求決定事務について	5 9

第3章 資料編

1 総務課関係	
（1）国有財産管理及び売却状況	63
（2）特例民法法人関係	
① 特例民法法人及び定期検査実施状況	64
② 特例民法法人の新法人への移行状況	64
2 年金管理課関係	
（1）厚生労働省と日本年金機構との関係	65
（2）日本年金機構四国ブロック本部及び各年金事務所の所在地一覧	66
（3）日本年金機構が行う立入検査等の認可実績の内訳	67
（4）日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可実績の内訳	67
（5）学生納付特例事務法人指定状況	67
3 健康福祉課関係	
○ 養成施設(所)一覧	
【栄養士・管理栄養士】	68
【理容師・美容師】	69
【調理師】	70
【指定保育士】	71
【社会福祉士】	72
【介護福祉士】	73
【社会福祉主事】	75
【精神保健福祉士】	75
【保健師・助産師・看護師】	76
【理学療法士・作業療法士】	77
【臨床工学技士】	78
【言語聴覚士】	78
【歯科衛生士】	79
【歯科技工士】	79
【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】	80
【柔道整復師】	80
【製菓衛生師】	81
【食品衛生管理者・食品衛生監視員】	81

第1章 四国厚生支局の概要

1 基本理念・行動指針

平成22年4月6日策定

基本理念

四国厚生支局は、国民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針

I 国民目線に立った行政運営

国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行します。

II 公平・公正な制度運営

国民の社会連帯で成り立つ社会保険制度の監督者として、常に公平・公正な運営を目指し、指導・監督します。

III 法令遵守の徹底

法令遵守を徹底し、高い倫理観と強い責任感を持って常に適正な職務の執行に当たります。

IV 透明性の確保等

国民に対する行政の透明性の確保と説明責任の徹底を図り、所掌事務の周知・広報に努めます。

V 業務改善・効率化

継続して業務の改善と効率化に努め、組織目標を確実に達成するため、職員一人ひとりがたゆまぬ意識改革を行い、全力を挙げてこれに取り組みます。

2 沿革

支局の発足

平成13年1月6日

中央省庁等改革基本法により、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることとされたことから、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置されるとともに、併せて地方支分部局についても、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所をブロック単位で統合して、全国に8カ所の地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の1部5課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

【本省から移管された事務】

- ・ 医師等の国家試験に関する業務
- ・ 国保の保険者・国保連合会の監督
- ・ 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の監督

【旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務】

- ・ 国立病院及び国立療養所に関する事務
- ・ 麻薬等の取締に関する事務

平成15年4月

補助金の移管に伴う組織細則が改められ、総務課に助成第1係、助成第2係が設置されました。

平成16年4月

旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が「独立行政法人国立病院機構」に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌17年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに移管されました。

平成20年10月

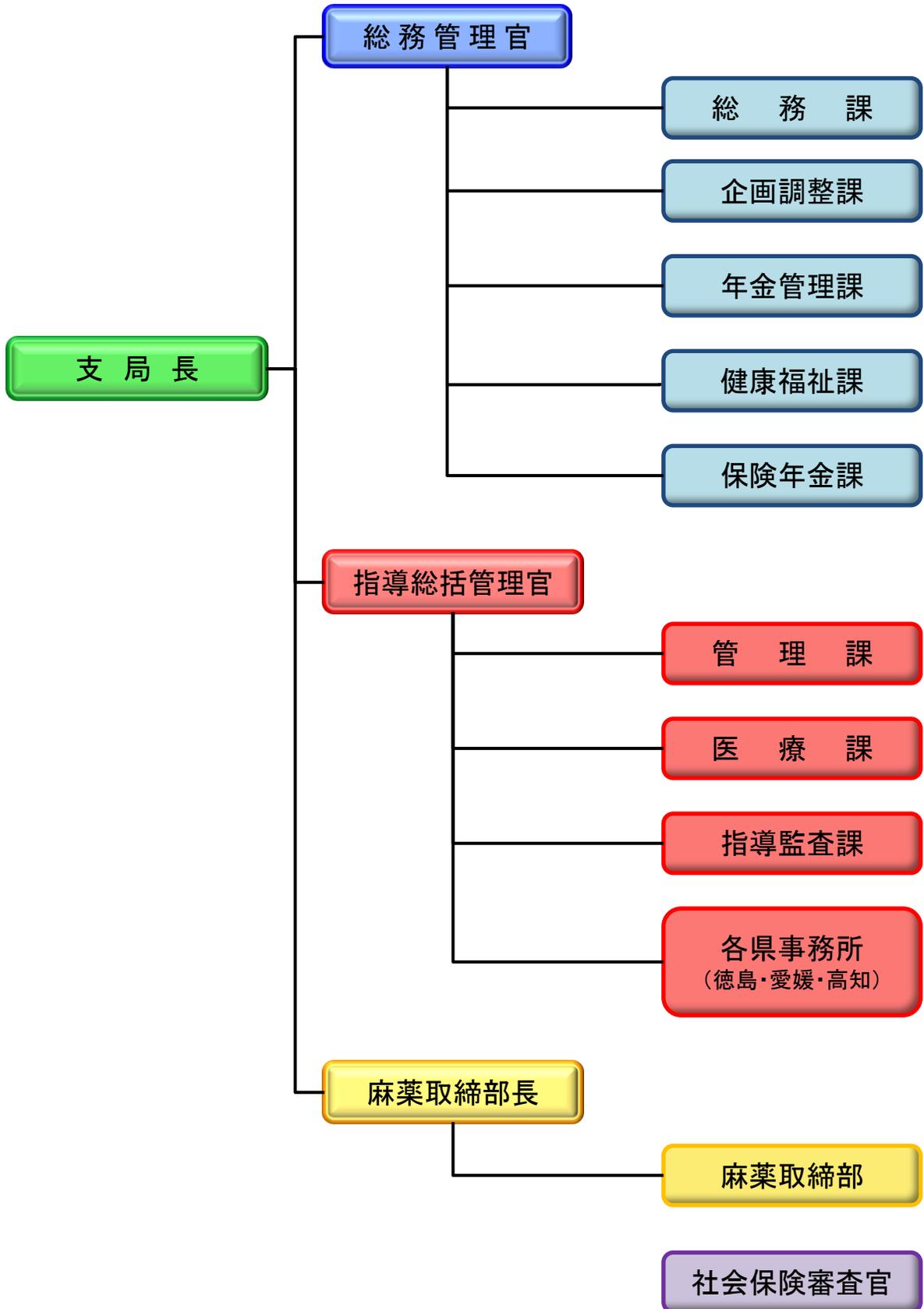
社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管され、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなり、組織を再編し、管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

また、四国厚生支局の総合企画調整等を担当する企画調整課の新設のほか、保健福祉課から健康福祉課への名称変更がされました。

平成22年1月

社会保険事務局において実施されてきた年金関係業務等の移管といった組織再編がされ、年金管理課等の設置のほか、医療指導課から医療課へ名称変更がされ、現在の体制となっております。

3 組織



4 所在地

高松サンポート合同庁舎

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎4階
(交通機関 JR高松駅 徒歩3分)

所属部署	電話番号	FAX番号
総務課・企画調整課	087-851-9565	087-822-6299
管理課	087-851-9501	087-822-6303
医療課	087-851-9502	087-822-6303
指導監査課	087-851-9593	087-823-8159
麻薬取締部 (「麻薬・覚せい剤」相談電話)	087-811-8910 (087-823-8800)	087-823-8810

高松シンボルタワー

〒760-0019 香川県高松市サンポート2番1号
高松シンボルタワー 9・10階
(交通機関 JR高松駅 徒歩3分)

所属部署	電話番号	FAX番号	
年金管理課	087-851-9510	087-822-9512	9階
健康福祉課	087-851-9566	087-851-9508	10階
保険年金課	087-851-9562	087-822-9577	9階
社会保険審査官	087-851-9510	087-822-9512	9階

徳島事務所

〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1
日通朝日徳島ビル5階
(交通機関 JR徳島駅 徒歩2分)

電話番号

088-602-1386

FAX番号

088-602-1672

愛媛事務所

〒790-0005 愛媛県松山市花園町3-21
朝日生命松山南堀端ビル7階
(交通機関 JR松山駅 徒歩15分
伊予鉄南堀端駅 徒歩2分)

電話番号

089-986-3156

FAX番号

089-986-3162

高知事務所

〒780-0870 高知県高知市本町1-1-3
朝日生命高知本町ビル9階
(交通機関 JR高知駅 徒歩15分
土佐電鉄堀詰駅 1分)

電話番号

088-826-3116

FAX番号

088-826-3112

5 主な業務

【総務課】

- ・ 支局の総務、会計等
- ・ 支局職員の人事、給与、研修、福利厚生等
- ・ 国家試験
- ・ 支局が保有する行政文書の情報公開等
- ・ 中小企業等共同組合の設立認可等
- ・ 支局所管の国有財産の管理
- ・ 特例民法法人の指導監督

【企画調整課】

- ・ 支局の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び調整
- ・ 四国地方社会保険医療協議会の運営
- ・ 医療安全に関する取組の普及・啓発（診療関連死関係）

【年金管理課】

- ・ 日本年金機構が行う各種業務の許可等
徴収職員・収納職員
滞納処分等
立入検査等
- ・ 日本年金機構が行う保険料等の収納事務の実施状況及びその結果報告
- ・ 日本年金機構の行う業務の監督
- ・ 社会保険労務士に関する業務
- ・ 年金委員に関する業務
- ・ 学生納付特例事務法人の指定・監督
- ・ 保険料納付確認団体の指定・監督及び情報提供
- ・ 国民年金等事務取扱交付金の審査

〔健康福祉課〕

- ・ 保健衛生、福祉関係の補助金の執行
- ・ 各種養成施設等の指定及び監督
- ・ 民生委員等の委嘱事務
- ・ 医療安全の普及・啓発

〔保険年金課〕

- ・ 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金の認可及び指導監督
- ・ 確定拠出年金（事業主関係）、確定給付企業年金の承認等及び指導監督
- ・ 全国健康保険協会支部の指導監督

〔管理課〕

- ・ 医療サービスの指導監督の総合調整及び情報管理
- ・ 医療法人の定款変更許可等の指導監督
- ・ 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導
- ・ 後期高齢者医療広域連合の指導
- ・ 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

〔医療課〕

- ・ 特定機能病院の立入検査
- ・ 国の開設する病院等の監督
- ・ 支局事務所等が行う指導監督に関する事務の指導・監督管理
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問事業者、その他保険事業の療養担当者に対する監督（特定事項）

〔指導監査課（香川県）〕

〔各県事務所（徳島県、愛媛県、高知県）〕

- ・ 所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の療養に関する監督
- ・ 所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督、施設基準等の申請、届出事務
- ・ 所在県内の柔道整復師の施術の受領委任契約等の締結・登録事務等
- ・ 所在県に設置される四国地方社会保険医療協議会の部会の運営

〔麻薬取締部〕

- ・ 麻薬、覚せい剤等の取締り等
- ・ 薬物乱用防止の普及・啓発
- ・ 薬物等に関する相談

〔社会保険審査官〕

- ・ 不服申立の審査請求の対応
 - 被保険者資格の処分決定
 - 標準報酬の処分決定
 - 保険給付の処分決定
 - 国民年金の保険料の処分決定
 - 国民年金法の規定による徴収金の処分決定

6 組織目標

(平成23年4月1日 改定)

四国厚生支局のミッション

四国厚生支局は、国民一人ひとりが、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与すること。

	項 目	内 容
1	【国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行する(行動指針Ⅰ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理プロセスの効率化を図り、行政サービスの迅速化を目指す。 ・方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。 ・行政相談・苦情等への丁寧な対応を目指す。
2	【国民の社会連帯で成り立つ社会保険制度の監督者として、常に公平・公正な運営を目指し、指導・監督する(行動指針Ⅱ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨に則した有効な指導方法等の確立を目指す。 ・不適正事案の発生の防止及び是正の徹底を目指す。 ・支局内及び関係行政機関等との連携体制の強化を目指す。
3	【法令遵守を徹底し、高い倫理観と強い責任感を持って常に適正な職務の執行に当たる(行動指針Ⅲ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づいた事務執行により行政手続上の瑕疵の排除を目指す。 ・行政判断の妥当性の確保を目指す。 ・公務に対する国民からの信頼の確保を目指す。
4	【国民に対する行政の透明性の確保と説明責任の徹底を図り、所掌事務の周知・広報に努める(行動指針Ⅳ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・国民への情報提供について「見える化」「シンプル化」を目指す。 ・積極的な情報発信により四国厚生支局の認知度の向上を目指す。 ・丁寧な説明により社会保障政策の理解の促進を目指す。
5	【継続して業務の改善と効率化に努め、組織目標を確実に達成するため、職員一人ひとりがたゆまぬ意識改革を行い、全力を挙げてこれに取り組む(行動指針Ⅴ)】	<ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務におけるコスト削減・ムダ排除の徹底を目指す。 ・超過勤務の削減とリフレッシュ休暇取得の促進を目指す。 ・職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。

【人材育成等及び7つの能力湖上のための取組】

項 目	内 容
人材育成・組織活性化	・組織目標に「公務に対する国民からの信頼の確保を目指す。」「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。
実態把握能力	・組織目標に「方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。
コスト意識・ムダ排除能力	・組織目標に「所掌事務におけるコスト削減・ムダ排除の徹底を目指す。」「超過勤務の削減とリフレッシュ休暇取得の促進を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。
コミュニケーション能力	・組織目標に「行政相談・苦情等への丁寧な対応を目指す。」「支局内及び関係行政機関等との連携体制の強化を目指す。」「丁寧な説明により社会保障政策の理解の促進を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。
情報公開能力	<ul style="list-style-type: none"> ・組織目標に「国民への情報提供について「見える化」「シンプル化」を目指す。」「積極的な情報発信により四国厚生支局の認知度の向上を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。 ・ホームページの改善等取り組む。
制度・業務改善能力 (アフターサービスの考え方)	・組織目標に「事務処理プロセスの効率化を図り、行政サービスの迅速化を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。
政策マーケティング・検証能力	・組織目標に「方法・手段を工夫し行政ニーズと政策効果の把握を目指す。」「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。
新政策立案能力	・組織目標に「職員の研修機会の拡大と自己研鑽への支援を目指す。」を掲げ、各課等が策定する業務計画において実施する。

第2章 業務の概要及び実績等

1 総務課

(1) 国家試験について

①業務概要

四国厚生支局では5種類（医師、助産師、保健師、看護師、薬剤師）の国家試験業務を担当しています。

国民の生命に直接影響を与える医療職種の資格取得に関わるものであり、公共性の高い業務です。

ア 試験会場の確保

イ 出願書類のチェック（受験資格審査、受験番号採番）

ウ 試験の実施（試験会場確保、監督員の配置、試験の進行、不正行為の防止）

エ 合格発表

②業務実績

平成23年度の国家試験の実施状況は以下のとおりです。

試験の種類	試験日 (平成24年)	試験会場	受験者数 (名)	合格率 (%)
第106回医師	2月11日(土)	高松市市民文化センター	512	(90.2)
	2月12日(日)			91.6
	2月13日(月)			
第95回助産師	2月16日(木)	高松市市民文化センター	72	(95.0) 100.0
第98回保健師	2月17日(金)	高松市市民文化センター	804	(86.0) 85.8
第101回看護師	2月19日(日)	高松市市民文化センター	3,113	(90.1)
		高松大学・高松短期大学		85.0
		香川大学教育学部		
第97回薬剤師	3月3日(土)	徳島文理大学	467	(88.3)
	3月4日(日)			88.7

(注1) 合格率の()は全国平均

(2) 中小企業等協同組合について

①業務概要

実施する事業が厚生労働大臣の所管する法律に属するもので、四国内に主たる事務所を有する中小企業等協同組合の監督に関する業務を行っています。

ア 設立認可

イ 定款変更認可

②業務実績

平成23年度定款変更認可件数 4件

(3) 職員研修について

①業務概要

職員の資質向上のため、人事院等が実施する外部研修に積極的に参加させていきます。また、講師を招聘しての支局内研修も実施しています。

②業務実績

平成23年度の研修参加実施状況は、以下のとおりです。

研修名	期間	主催	参加者数
新規採用職員研修	平成23年4月6日 ～4月8日	人事院四国事務局	2名
年金管理課の業務保険医療機関に対する指導監査業務について	平成23年5月13日 ～5月26日	四国厚生支局	68名
各府省地方支分部局予算・決算関係事務研修会	平成23年5月19日 ～5月20日	四国財務局	1名
「公務員倫理を考える」討議式研修	平成23年6月1日 ～6月3日	人事院四国事務局	1名
情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会	平成23年6月14日	四国行政評価支局	3名
資格・標準報酬管理事務研修	平成23年6月24日	厚生労働省共済組合本部	1名
管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー	平成23年6月30日	総務省人事・恩給局	1名
メンター養成研修	平成23年7月15日	人事院四国事務局	1名
心の健康づくりの研修	平成23年7月29日	人事院四国事務局	1名
パーソネル・マネジメント・セミナー	平成23年8月25日 ～8月26日	四国厚生支局	1名
接遇研修指導者養成コース	平成23年9月16日	人事院四国事務局	1名
長期給付実務研修	平成23年10月5日 ～10月6日	厚生労働省共済組合本部	1名
災害補償実務担当者研修	平成23年10月12日	人事院四国事務局	1名
医療事務研修	平成23年10月17日 ～10月28日	厚生労働省	3名

研修名	期間	主催	参加者数
係長研修	平成23年10月18日 ～10月21日	人事院四国事務局	1名
管理監督者研修	平成23年11月16日 ～11月18日	人事院四国事務局	1名
苦情相談担当官研修	平成23年11月22日	人事院四国事務局	1名
中堅係員研修	平成23年12月5日 ～12月8日	人事院四国事務局	1名
セクシュアル・ハラスメント相談員 セミナー	平成23年12月6日	人事院四国事務局	1名
行政管理・評価セミナー	平成23年12月6日	四国行政評価支局	1名
セルフケア講習	平成23年12月6日	香川労働局 四国厚生支局	21名
四国地区幹部行政官セミナー	平成24年1月13日	人事院四国事務局	2名
行政機関職員向け公益通報研修会	平成24年1月20日	消費者庁	1名
地方支分部局及び施設等機関係長研修	平成24年1月24日 ～1月27日	厚生労働省	1名
四国防災トップセミナー	平成24年1月31日	四国地方整備局	2名
パーソネル・マネジメント・セミナー	平成24年2月7日 ～2月8日	人事院四国事務局	1名
人事・給与システム導入講習会	平成24年2月28日 ～2月29日	人給システム事務局	1名

(4) 特例民法法人の指導監督に関する事務について

①業務概要

特例民法法人に対する指導監督については、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長へ委任）が行うこととされており、主に次の項目について指導監査を行っています。

- ア 検査要領に基づく特例民法法人の業務及び財産の状況
- イ ガイドラインに基づく特例民法法人の役員の報酬
- ウ 毎年度提出される事業計画書等

（参考）特例民法法人に対する定期検査は、特例民法法人検査要領に基づき、同一法人について3年に1回行っています。

②業務実績

平成23年度の定期検査実施状況^(注1)は、以下のとおりです。

都道府県	公益法人名	定期検査実施日
徳島県	(財)徳島県社会保険協会	平成23年10月18日
香川県	(財)香川県社会保険協会	平成23年11月9日
高知県	(財)高知県社会保険協会	平成23年12月8日

(注1) 管内の特例民法法人及び定期検査実施状況(既に一般社団法人・一般財団法人への移行済法人も含む)は「第3章 資料編」をご覧ください。

③特例民法法人の新法人制度への移行^(注1)

新しい公益法人制度が平成20年12月1日から施行され、従来の社団法人・財団法人は自動的に「特例民法法人」となりました。

新制度では、特例民法法人は平成25年11月末までの移行期間に新たな公益法人か、一般法人への移行を行わなかった場合は解散となります。

(参考) 新たな公益法人への移行に当たっては、民間有識者から構成される都道府県の合議制の機関が法令やガイドライン等の基準を満たしているかの判断を行います。

(注1) 特例民法法人の新たな法人制度への移行状況については「第3章 資料編」をご覧ください。

(5) 国有財産の管理及び売却に関する事務について

①業務概要

国有財産については、財務省が全般を総括していますが、管理処分については当該国有財産を所管する地方厚生(支)局長が行っています。

未利用国有財産等の遊休資産の有効利用を図るため、厚生労働省内に遊休資産売却に関するプロジェクトチームが設置され、国有財産の円滑な管理及び早期売却処分の実施を推進することとしており、平成23年度から3ヶ年計画による短期集中的な取組を進めています。

②業務実績

地方社会保険事務局から承継した国有財産(13物件)について、計画的な売却等に努め、売却促進に向けた以下のような取組を進めています。

ア 物件の詳細な情報をホームページに掲載

イ 現地案内看板の設置

ウ 関係機関(財務局、法務局、地方公共団体等)における売却情報の掲示等

エ 近隣住民や近隣不動産業者に対する情報提供(チラシの配布活動)

オ 期間入札及び先着順方式の活用

その結果、平成23年度において継承した13物件中、愛媛県3物件、高知県1物件の合計4物件を売却しました。残り徳島県2物件、愛媛県1物件、高知県5物件の合計8物件となっています。

○平成23年度の国有財産の売却状況

	県	物件名	物件概要
1	愛媛	今治社保（上徳） 公務員宿舎	愛媛県今治市上徳字的場甲 304-1 （土地）654.25 m ² /約 198 坪 （建物）地上 2 階、鉄筋コンクリート建
2		宇和島社保（丸穂） 公務員宿舎	愛媛県宇和島市丸穂町 1 丁目甲 290-1 （土地）440.57 m ² /約 134 坪 （建物）地上 2 階、鉄筋コンクリート建
3		内子船員保険保養所	愛媛県喜多郡内子町内子 3682 （土地）9,986.65 m ² /約 3,026 坪 （建物）地上 2 階、鉄筋コンクリート建
4	高知	福井一般職員宿舎	高知県高知市福井町 2269-28 （土地）341.32 m ² /約 103 坪 （建物）地上 2 階、コンクリートブロック建

（注1）平成24年9月30日現在の国有財産管理及び売却状況は「第3章 資料編」をご覧ください。

2 企画調整課

（1）四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務について

①業務概要

企画調整課は、主に四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、厚生労働省、関係機関との連絡調整や、支局内の取りまとめや調整を行っています。主な業務として、支局の組織目標の策定、業務計画の取りまとめ等、支局における年度毎の業務報告の作成などを行っています。

（2）四国地方社会保険医療協議会総会の運営について

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置され、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議することができることと定められています。

協議会は、「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成されており、企画調整課は「総会」の庶務を担当しています。具体的には四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。（「部会」の庶務は、指導監査課及び各県事務所が担当しています。）

○四国地方社会保険医療協議会の概要

〔総会〕

- ・委員定数：20名
- ・委員構成：支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員6名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等

〔部会〕

- ・委員定数：8名
- ・委員構成：支払側委員3名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員3名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員2名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

平成23年度の総会開催状況は、以下のとおりです。

開 催	審 議 内 容
第1回 (9月29日)	・保険医の登録取消 ・元保険医療機関の指定取消相当
第2回 (10月13日)	・各県部会に属すべき（臨時）委員の指名 ・協議会議事規則の改正
第3回 (2月3日)	・指定の取消後5年を経過しない医療機関の再指定 ・指定の取消後5年を経過しない医師の再登録

(3) 四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」について

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課、事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに、定期的に厚生労働省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については、厚生労働省のホームページで公表しています。

②業務実績

平成23年度中に四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」は、以下のとおりです。

厚生労働省への報告	件数
保 険 局	5
年 金 局	3
健 康 局	3
老 健 局	1
大臣官房地方課	2
計	14

(4) 医療安全（診療関連死）について

①業務概要

医療の安全の確保は、我が国の医療政策上の重要課題となっており、厚生労働省において、有識者からなる検討会の開催や国民の皆様からの意見を踏まえながら医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

四国厚生支局では、厚生労働省補助事業「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」に参加し、事業を展開するための地域における問題点の情報収集などの活動を行っています。

(5) 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議等について

①業務概要

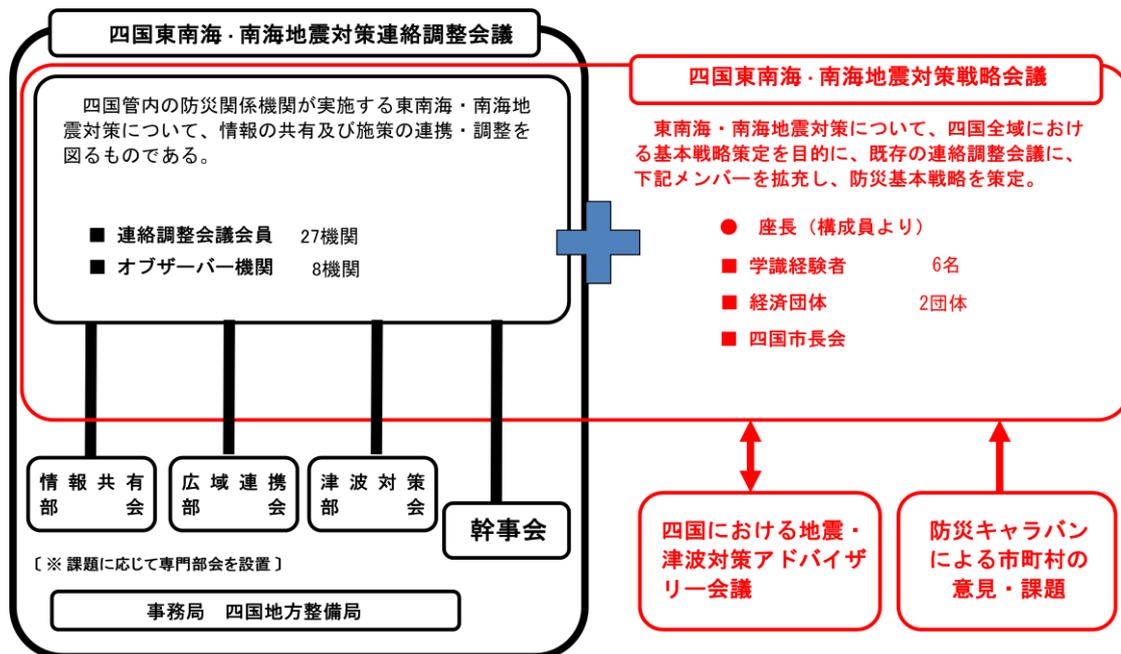
四国管内では東南海・南海地震への対策が急務となっており、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」が27の機関及び8オブザーバー機関により設置されています。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置されています。四国厚生支局では、これら会議に参画し、地震防災対策の充実に向けて取り組んでいます。

②業務実績

平成23年度は、「四国東南海・南海地震対策戦略会議」において、「四国地震防災基本戦略」が策定され、四国厚生支局は、その基本戦略に基づき、実施すべきとされた個別項目のプロジェクト「救援・救護、拠点活動体制の確立等」などのリーダーを担当し、各施策の具体的な取組の推進方策等の検討を始めました。

- 四国厚生支局が担当するプロジェクト名
 - ・「救援・救護、救出活動体制の確立等」
 - ・「被災者の支援」

○四国東南海・南海地震対策関係会議の概要



四国東南海・南海地震対策戦略会議が策定した「四国地震防災基本戦略」のポイント

- 国の機関、地方公共団体、学識経験者、地元経済界、ライフライン関係者など47機関が認識を共有し、四国が一体となって策定し、取組をスタート。
- 初動対応・応急対策などを迅速・円滑に実施することを目的に、仕組みや体制など、準備できるものは出来る限り事前に構築することにより被害の最小化を目指す。
- 基本戦略に掲げる取組を実行していくため、施策ごとに各機関の役割分担を明確にし、特に重要な初動対応・応急対策をメインに10のプロジェクトチームを設置。
- 中央防災会議の最終報告（被害想定等）を踏まえた見直しや、毎年実施するフォローアップによる課題の抽出・改善を図ることで、各種施策を確実に実施

3 年金管理課

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」といいます。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、厚生労働省（四国厚生支局）が実施しています（詳しくは、「第3章 資料編」をご覧ください。）。

（1）日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可について

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」といいます。）の収納事務については、日本年金機構（以下「機構」といいます。）^{（注1）}の「収納職員」に、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については、機構の「徴収職員」に行わせています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部^{（注1）}から各年金事務所^{（注2）}等に配置する「徴収職員」及び「収納職員」について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

（注1） 機構の組織は、本部が東京、年金事務所（旧社会保険事務所）が全国に312ヶ所、年金事務所の管理・支援等を行うブロック本部が北海道、宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡に設置されています。

（注2） 四国に設置されている四国ブロック本部及び各年金事務所の所在地については、「第3章 資料編」をご覧ください。

②業務実績

平成23年4月から平成24年3月までの間（以下「平成23年度」といいます。）における徴収職員及び収納職員^{（注1）}の認可実績は、以下のとおりです。

（注1） 徴収職員として認可した者については、同時に収納職員としても認可しています。

	認可内容	認可人数
平成23年度実績	徴収職員の認可	56名
	収納職員の認可	56名
	計	112名

(2) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可について

①業務概要

機構が保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分^(注1)）及び各年金事務所（緊急分^(注2)）及び随時分^(注3)）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 毎月一定の時期を定めて行われ、機構本部から一括して認可申請される分です。

(注2) 事業の廃止や破産等で急を要するため、各年金事務所から個別に認可申請される分です。

(注3) 会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で、各年金事務所から個別に認可申請される分です。

②業務実績

平成23年度の滞納処分等の認可実績は、以下のとおりです。

平成23年度実績	認可内容	認可件数
	滞納処分等の認可（通常分）	49,866件
	滞納処分等の認可（緊急分）	56件
	滞納処分等の認可（随時分）	1件
	計	49,923件

(注1) 平成24年3月分の国民年金滞納処分等認可申請（通常分）については、督促状の指定期限である4月に1件の認可を行っていますが、上記の実績件数に含めています。

③実施結果

機構が行った滞納処分については、機構本部で月単位として取りまとめを行い、翌月末までに四国厚生支局に対し報告があり、報告を受けた四国厚生支局は、認可後に滞納処分を執行した事案であるかの確認を行います。

平成23年度 実施結果	区 分		報告件数
	確認結果	突 合 ^(注1)	1,588 件
		不突合 ^(注2)	0 件
		計	1,588 件
	滞納の 解消状況	完 納	152 件
		分割納付	46 件
		処分続行中	1,390 件
計		1,588 件	

(注1) 認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合で、問題のない案件について集計したものです。

(注2) 認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合で、問題のある案件について集計したものです。

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可について

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分^(注1)及び緊急分^(注2)）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国ブロック本部から一括して認可申請される分です。

(注2) 会計検査院の検査による事業所調査など、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国ブロック本部を経由して、その都度認可申請される分です。

②業務実績

平成23年度の立入検査等の認可実績は、以下のとおりです。

平成23年度実績	認可内容	認可件数 ^(注1)
	立入検査等の認可（通常分）	10,850件
	立入検査等の認可（緊急分）	8,482件
	計	19,332件

(注1) 立入検査の認可実績の内訳については、「第3章 資料編」をご覧ください。

③実施結果

各年金事務所において実施した立入検査等について、認可後6か月（認可有効期限）経過した時点で、有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに機構四国ブロック本部で取りまとめ、四国厚生支局に対して報告があり、報告を受けた四国厚生支局は、適正に調査が実施されているかの確認を行います。

平成23年度 実施結果	区 分		報告件数 ^(注1)
	認可件数		15,966件
	立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	2,811件
		指摘無の事業所	11,978件
		行方不明の事業所	14件
		計	14,803件
	未実施の事業所		1,163件
計		15,966件	

(注1) 認可有効期限が経過した平成23年4月から平成23年11月末までの8ヶ月間の実績です。

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可について

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分^(注1)及び緊急分^(注2)）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国ブロック本部から一括して認可申請される分です。

(注2) 障害の状態を診断させる調査など、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国ブロック本部を経由して、その都度認可申請される分です。

②業務実績

平成23年度の受給権者及び被保険者調査の認可実績は、以下のとおりです。

平成23年度実績	認可内容	認可件数 ^(注1)
	受給権者等調査の認可（通常分）	67件
	受給権者等調査の認可（緊急分）	0件
	計	67件

(注1) 受給権者及び被保険者調査の認可実績の内訳については、「第3章 資料編」をご覧ください。

③実施結果

各年金事務所において実施した受給権者等調査について、機構四国ブロック本部で集計のうえ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し報告があり、報告を受けた四国厚生支局は、適正に調査が実施されているかの確認を行います。

平成23年度 実施結果	区 分	報告件数
	認可件数	67件
	受給権者等調査の実施件数	67件
	未実施件数	0件

(5) 社会保険労務士に関する業務について

①業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

ア 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査

- イ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ウ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- エ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- オ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- カ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- キ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

なお、平成23年度に不適切な案件はありませんでした。

<参考> 四国厚生支局管内の社会保険労務士会会員数及び法人数の状況

(平成24年3月31日現在)

県名	会員数(単位:人)					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	115	5	22	15	157	2
香川県	204	4	50	22	280	2
愛媛県	248	10	48	31	337	5
高知県	104	0	46	15	165	0
計	671	19	166	83	939	9

(6) 年金委員に関する業務について

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動^(注1)を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員^(注2)と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員^(注3)に区別され、いずれも厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)が委嘱を行います。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に係る審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

(注1) 年金委員は、日本年金機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。

- ア 日本年金機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
- イ 日本年金機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
- ウ 日本年金機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
- エ 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
- オ 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な業務

(注2) 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。

(注3) 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について、委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

②四国厚生支局管内の状況

平成23年度末の年金委員の委嘱数状況は、以下のとおりです。

(単位：人)

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	581	40	1,297
	徳島南	483		
	阿波半田	193		
香川県	高松西	818	84	2,730
	高松東	947		
	善通寺	881		
愛媛県	松山西	657	167	2,840
	松山東	482		
	新居浜	627		
	今治	479		
	宇和島	428		
高知県	高知東	425	43	1,380
	高知西	449		
	南国	243		
	幡多	220		
計		7,913	334	8,247

(7) 学生納付特例事務法人に関する事務について

①業務概要

20歳以上の大学生等の方については、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金をうけることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ア 学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- イ 学生納付特例事務法人への改善命令
- ウ 学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

平成23年度においては、平成23年4月、管内295校に対して、「学生納付特例制度」の周知及び「学生納付特例事務法人」を受けていただきたい旨の協力依頼の通知を送付し、また、ねんきん月間である11月にも同様の協力依頼通知を送付しました。

その結果、徳島県で1校、香川県で3校、愛媛県で1校、高知県で3校の合計8校を新たに指定しました。

○平成23年度の学生納付特例事務法人指定状況

県名	指定年月日	指定校名(注1)
徳島県	23. 5. 10	専修学校徳島県美容学校
香川県	23. 6. 6	木田地区医師会附属准看護学院
	23. 7. 25	香川大学
	23. 12. 12	香川短期大学
愛媛県	24. 2. 21	松山城南高等学校
高知県	23. 4. 1	高知県立大学(高知女子大学から校名変更) 高知短期大学
	23. 8. 19	高知理容美容専門学校
	23. 12. 12	RKC調理師学校

(注1) 平成24年9月30日現在の学生納付特例事務法人指定状況は「第3章 資料編」をご覧ください。

(8) 保険料納付確認団体に関する事務について

①業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

なお、平成23年度末現在、保険料納付確認団体の指定はありません。

(9) 国民年金等事務取扱交付金の交付に関する事務について

①業務概要

国民年金事業の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生(支)局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省から資金交付されています。

この国民年金等事務費交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めがないが、厚生労働

省、日本年金機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと2つに区分されています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった申請書を審査し、厚生労働省（年金局）へ報告を行った後、厚生労働省（年金局）が資金交付を行います。

ア 法定受託事務とは・・・

国民年金法の規定により、市町村長によって実施される国民年金の事務（第1号被保険者の資格の得喪、種別変更、氏名・住所変更等に関する届出受理の事務）

イ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務と整理されなかった国民年金事務のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、日本年金機構及び市町村との協力連携のもとに実施される国民年金の事務（資格取得時に保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務などの事務）

②業務実績

平成23年度の交付実績は、以下のとおりです。

ア 法定受託事務に係る交付金

（単位：千円）

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額 ^(注1)	精算交付額 ^(注2)
徳島県	24	136,643	86,011	50,632
香川県	17	148,993	92,783	56,210
愛媛県	20	257,946	157,852	100,094
高知県	34	155,924	94,097	61,827
計	95	699,506	430,743	268,763

イ 協力・連携に係る交付金

（単位：千円）

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額 ^(注1)	精算交付額 ^(注2)
徳島県	24	13,017	3,508	9,509
香川県	17	15,599	4,263	11,336
愛媛県	20	30,014	9,141	20,873
高知県	34	14,411	4,283	10,128
計	95	73,041	21,195	51,846

（注1）概算交付額とは、前年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額をいいます。

（注2）精算交付額とは、年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいいます。

(10) 日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付に関する事務について

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」といいます。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省が交付しています。

四国厚生支局では、管内10事務指定市町村より提出された日雇特例被保険者交付金申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省へ報告を行っています。

②業務実績

平成23年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：円)

県名 (注1)	指定市町村数	申請市町村数	交付額	
			申請件数	金額(円)
徳島県	6	5	25	1,984
高知県	4	2	10	793
計	10	7	35	2,777

(注1) 香川県及び愛媛県には、事務指定市町村はありません。

4 健康福祉課

(1) 補助金等の交付に関する事務について

① 補助金等の交付について

ア 業務概要

地方自治体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する保健衛生施設、社会福祉施設等の施設・設備費の交付決定などの執行業務については、四国厚生支局において行っています。

イ 業務実績

平成23年度の四国厚生支局における補助金等の業務実績は、以下のとおりです。

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	55,201,664
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	5,313,302
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	11,533,983
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	797,137,985
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	22,524,231
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	6,462,281,935
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	3,097,243,056

補助金等名称	交付目的	交付決定額
保育所運営費負担金	保育所（私立）の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図る	11,060,183,986
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	35,316,557
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,242,748,446
婦人保護費国庫負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	30,996,364
婦人相談所運営費負担金		766,610
婦人保護費国庫補助金		22,509,091
保健衛生施設等施設整備費国庫補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	111,059,000
保健衛生施設等設備整備費国庫補助金		22,028,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	421,775,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	212,248,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金		6,000,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	0

②財産処分について

ア 業務概要

補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされています。

四国厚生支局においては、保健衛生施設、社会福祉施設等の国庫補助財産の財産処分について、その承認審査を行っています。

イ 業務実績

平成23年度の四国厚生支局における財産処分に関する業務の実績は、以下のとおりです。

区 分	処理件数
財産処分承認申請	9
包括承認事項における財産処分報告の受理	32
計	41

(2) 各種養成施設等の指定及び監督について

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています（平成23年4月1日現在の各養成施設（課程）一覧は「第3章 資料編」をご覧ください。）。

また、介護福祉士の試験では、実技試験の免除制度として、介護技術講習を実施しており、その届出等の業務を行っています。

○各種養成施設等の指定（認定）状況

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	4(4)
栄養士養成施設	7(7)
理容師養成施設	9(9)
美容師養成施設	12(12)
調理師養成施設	10(10)
指定保育士養成施設	18(17)
社会福祉士養成施設（科目等確認大学を含む）	22(15)
介護福祉士養成施設（福祉系高等学校等を含む）	28(27)
社会福祉主事養成機関	1(1)
精神保健福祉士養成施設	4(2)
保健師助産師看護師養成所	27(22)
理学療法士養成施設	11(11)
作業療法士養成施設	9(9)
診療放射線技師養成所	0(0)
臨床検査技師養成所	0(0)
視能訓練士養成所	0(0)
臨床工学技士養成所	3(3)
言語聴覚士養成所	3(3)
義肢装具士養成所	0(0)
救急救命士養成所	0(0)
歯科衛生士養成所	8(8)
歯科技工士養成所	3(3)
あ・は・き 養成施設	2(2)
柔道整復師養成施設	2(2)
製菓衛生師養成施設	9(6)
食品衛生管理者養成施設	7(7)
食品衛生監視員養成施設	7(7)
計	206(187)

（注1）あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

（注2）管理栄養士の4養成施設は栄養士国家試験の受験資格も得られます。

（注3）食品衛生管理者養成施設と食品衛生監視員養成施設は同一課程のため、同一の養成施設で行われています。

②業務実績

ア 指定等に関する事務

平成23年度の四国厚生支局における指定、変更の承認、変更届及び報告書の受理等に関する業務の実績は、以下のとおりです。

養成施設等の種別	指定	取消 (廃止)	変更 承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	1	0	0	4
栄養士養成施設	0	1	1	0	7
理容師養成施設	0	0	1	17	11
美容師養成施設	0	0	0	22	13
調理師養成施設	0	0	1	0	10
指定保育士養成施設	1	0	0	5	19
社会福祉士養成施設 (科目等確認大学を含む)	0	0	1	26	(注2) 2
介護福祉士養成施設 (福祉系高等学校等を含む)	1	1	0	33	28
社会福祉主事養成機関	0	0	0	1	1
精神保健福祉士養成施設	0	0	5	4	4
保健師助産師看護師養成所	0	0	7	6	27
理学療法士及び作業療法士養成施設	0	1	22	4	11
臨床工学技士養成所	0	0	1	0	3
言語聴覚士養成所	0	0	3	0	3
歯科衛生士養成所	0	0	9	3	8
歯科技工士養成所	0	0	0	1	4
あ・は・き 養成施設 (注1)	0	0	1	2	2
柔道整復師養成施設	0	0	1	2	2
製菓衛生師養成施設	0	0	1	3	9
食品衛生管理者養成施設	0	0	0	2	
食品衛生監視員養成施設	0	0	0	2	
計	2	4	50	149	163

(注1) あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

(注2) 科目等確認大学については、報告書は提出することになっていません。

イ 指導監督に関する業務

平成23年度の四国厚生支局における養成施設等に対する指導調査の実績は、以下のとおりです。

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数	改善指導件数		
			該当施設数	文書指摘	口頭指摘
管理栄養士養成施設	4	1	1	1	2
栄養士養成施設	7	2	1	0	1
理容師養成施設	5	0	-	-	-
美容師養成施設	12	0	-	-	-
調理師養成施設	10	5	3	3	2
指定保育士養成施設	17	8	5	7	0
社会福祉士養成施設（注3）	2	0	-	-	-
介護福祉士養成施設（注4）	21	4	0	0	0
社会福祉主事養成機関	1	0	-	-	-
精神保健福祉士養成施設	2	2	0	0	0
保健師助産師看護師養成所	22	6	4	6	3
理学療法士養成施設	11	4	4	7	2
作業療法士養成施設	9	3	3	6	1
あ・は・き 養成施設（注1）	2	0	-	-	-
柔道整復師養成施設	2	0	-	-	-
臨床工学技士養成所	3	1	0	0	0
言語聴覚士養成所	3	1	1	2	0
歯科衛生士養成所	8	2	1	0	1
歯科技工士養成所	3	1	1	0	1
製菓衛生師養成施設	6	2	1	0	1
食品衛生管理者養成施設	7	0	-	-	-
食品衛生監視員養成施設	7	0	-	-	-
計	164	42	25	32	14

（注1） あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

（注2） 理容師、美容師養成施設のうち、学校教育法における特別支援学校及び矯正施設に属するものは指導監督する対象施設数から除きます。

（注3） 社会福祉士養成施設のうち、科目等確認大学は指導監査する対象施設数から除きます。

（注4） 介護福祉士養成施設のうち、特例高等学校は指導監査する対象施設数から除きます。

ウ 介護技術講習実施届出等

内 容	件 数
平成 23 年度介護技術講習実施変更届	6 件
平成 23 年度介護技術講習実施報告	14 件
平成 24 年度介護技術講習実施届	12 件

○介護技術講習実施施設一覧（平成 23 年度実施分）

県 別	番号	施 設 名
徳島県	1	四国大学短期大学部
	2	徳島健祥会福祉専門学校
香川県	3	香川短期大学
	4	四国医療福祉専門学校
	5	専門学校 穴吹パティシエ福祉カレッジ
	6	四国学院大学専門学校
	7	さぬき福祉専門学校
愛媛県	8	聖カタリナ大学
	9	今治明德短期大学
	10	松山東雲短期大学
	11	四国中央医療福祉総合学院
高知県	12	高知福祉専門学校
	13	龍馬看護ふくし専門学校
	14	平成福祉専門学校

（3）民生委員等の委嘱等事務について

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われています。（前回改選は平成22年12月1日に行われ、任期は平成25年11月30日までです。）

四国厚生支局においては、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

(参考) 四国厚生支局管内の民生委員数 (平成24年3月31日現在)

県 市		民生委員数	うち、主任 児童委員数
県	徳島県	2,001	181
	香川県	1,329	145
	愛媛県	2,643	296
	高知県	1,699	116
中 核 市	高松市	841	81
	松山市	975	85
	高知市	725	53
計		10,213	957

②業務実績

平成23年度の民生委員・児童委員の委嘱や解嘱等に関する業務の実績は、以下のとおりです。

区 分	処 理 件 数
民生委員・児童委員の委嘱	195
民生委員・児童委員の解嘱	184
(うち主任児童委員の指名)	(19)
厚生労働大臣表彰状の授与	19
厚生労働大臣感謝状の授与	86
計	484

(4) 医療安全の普及・啓発について

①業務概要

厚生労働省では、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行う「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

②業務実績

平成23年12月13日(火)～12月14日(水)までの2日間において、医療安全管理者等の資質向上を図るため、初日は講義形式で行い二日目は受講生が積極的に参加することができるグループワーク研修を中心として「医療安全に関するワークショップ」を開催しました。

開催日：平成23年12月13日（火）～12月14日（水）
 場所：サンポートホール高松
 参加者数：259名

	プログラム	担当講師
一 日 目	「医療安全の基本的知識」 —エラーは正しい判断に基づいた行動である—	自治医科大学医学部 メディカルシミュレーションセンター センター長 医療安全学教授 河野 龍太郎
	「医療安全研修会の企画・運営」	財団法人倉敷中央病院 医療安全管理室担当 院長補佐 米井 昭智
	「医療事故後の対応」	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター 臨床研究部長 芳賀 克夫
	「医療に正直文化を、そして安全文化を」	医療の良心を守る市民の会 代表 永井 裕之
二 日 目	「医療安全に関する情報収集とその後の対応」 — 当院の事例より —	香川県立中央病院 看護師長 高島 真寿美
	グループワーク ① 事例1 イレウス管の自己抜去 ② 事例2 白内障手術における左右の部位間違い	香川県立中央病院 高島 真寿美 (補助講師) 高松医療センター 河野 良二 高松赤十字病院 片山 秀子 善通寺病院 杉尾 見如 香川大学医学部附属病院 豊嶋 克美 香川労災病院 平井 有美 愛媛病院 亀田 サキ子 愛媛大学医学部附属病院 園部 貴美 高知大学医学部附属病院 若狭 郁子 高知病院 森山 万智

(5) 医療観察法による移送について

①制度概要

心神喪失の状態で大害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失の状態で大害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対して、①適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等の実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

②業務概要

地方厚生局は、①精神保健判定医及び精神保健参与員に関する事、②指定医療機関の指定及び指導等に関する事、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関する事、④地方裁判所の入所決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療に関する事を所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しております。

四国厚生支局においては、四国管内における対象者の移送業務について携わっています。

③業務実績

平成23年度の四国管内における処遇決定状況

内 訳	件 数
入院決定（移送）	12
通院決定	3
不処遇	4
計	19

5 保険年金課

(1) 健康保険組合の認可及び指導監督について

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導も行っています。

四国厚生支局管内の平成23年度末における健康保険組合数は24組合で、約8.7万人が加入しています。

②業務実績

平成23年度は、全体の1/3に当たる8組合を対象に、医療費の適正化による財政の健全化を図るなどの実地指導を行いました。

また、申請書等の処理件数は以下のとおりです。

○申請書等の処理件数（平成23年度）（単位：件）

区 分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	31	105	317	65

(2) 全国健康保険協会支部の認可及び指導監督について

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、従来「政府管掌健康保険」と称され、国が運営していましたが、平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され都道府県ごとに47の支部が設置されました。

四国厚生支局は、四国管内に所在する4支部の指導監督及び滞納処分に係る認可を行っています。

②業務実績

平成23年度については、全国健康保険協会支部の実地指導は、1支部について保険者機能の強化を図るなどの指導を行いました。

なお、全国健康保険協会支部自らが行う滞納処分は、認可申請がありませんでした。

(3) 厚生年金基金の認可及び指導監督について

①業務概要

厚生年金基金制度は、厚生年金の一部を国に代わって支給(代行部分)するとともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ部分）を行う年金制度です。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

四国厚生支局では、厚生年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

四国厚生支局管内の平成23年度末における厚生年金基金数は19基金で、約7.1万人が加入しています。

②業務実績

平成23年度は、5基金を対象に財政運営の適正を図るなどの指導を行いました。

また、申請書等の処理件数は以下のとおりです。

○申請書等の処理件数（平成23年度）

（単位：件）

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
厚生年金基金	30	93	176	119

(4) 確定拠出年金、確定給付企業年金の承認等及び指導監督について

①業務概要

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

四国厚生支局では、確定拠出年金（事業主に係るものに限る）、確定給付企業年金に係る承認等及び指導監督を行っています。

平成23年度末において、確定拠出年金（企業型）の承認規約数は81規約で、確定給付企業年金（基金型を含む。）の承認規約数は、374規約です。

②業務実績

平成23年度中について、確定拠出年金の新規承認規約数は5規約で、確定給付企業年金（基金型を含む。）新規承認規約数は124規約です。

平成23年度では確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査を、書面監査7件、実地監査2件を行いました。

○申請書等の処理件数（平成23年度）

（単位：件）

区 分	規約（改正を含む）の承認	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定拠出年金	29	89		
確定給付年金	107	182	193	53

（５）国民年金基金の認可及び指導監督について

①業務概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受け都道府県ごと（地域型）や業種別（職能型）に設立された公法人で、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乘せする給付を支給する制度です。

四国厚生支局では、国民年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

平成23年度末現在における国民年金基金数は4基金で、約1.4万人が加入しています。

②業務実績

平成23年度は、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、加入員確保事業の推進に重点を置き、1基金に対し指導を行いました。

○申請書等の処理件数（平成23年度）

（単位：件）

区 分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
国民年金基金	2	12	24	4

6 管理課

(1) 医療法人の監督について

①業務概要

医療法人は医療法に基づき設立された法人であり、設立認可事務は各都道府県知事が行っています。

ただし、2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合には厚生労働大臣の認可が必要です。

四国厚生支局では、管内19医療法人からの医療法に基づく定款等の変更等の許認可や決算届等の受理を行い、必要に応じ指導等を行っています。

なお、提出された事業報告書等については、医療法人の透明性の確保を図る観点から、閲覧することができます。

②業務実績

定款変更認可	6件
各種届出受理	44件
事業状況報告書等の閲覧	18件

(2) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

①業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監査を実施します。

監査は、少なくとも3年に1回実施しますが、支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

②業務実績

監査実施状況	1支部
--------	-----

(3) 国民健康保険の保険者等の技術的助言・指導監督について

①業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、助言指導を行っています。

②業務実績

(単位：件)

助言指導	内 訳			
	県	市町村	国保組合	国保連合会
10	4	4	0	2

(4) 後期高齢者医療保険の保険者等の技術的助言・指導監督について

①業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、助言指導を行っています。

③業務実績

(単位：件)

助言指導	内 訳			
	県	市町村	広域連合	国保連合会
14	4	4	4	2

(5) 保険医療機関等及び保険医等の情報の管理について

①業務概要

保険医療機関等の情報開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく、行政文書開示請求が申請された場合には、総務課と協力し、行政文書の写しの交付(開示)を行っています。(手数料が必要です。)

なお、四国厚生支局のホームページにおいて、保険医療機関等にかかる施設基準の届出受理状況などの各種情報を公開しています。

②業務実績

開示した行政文書数 5 2 2 件

7 医療課

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監督について

①業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同で行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

○四国厚生支局管内における指定・登録状況（平成24年3月31日現在）

区 分	機関数 (登録人数)	備 考
病院	483機関	(内、歯科併設64機関含む)
医科診療所	2,954機関	(内、歯科併設20機関含む)
歯科診療所	1,983機関	(内、医科併設20機関含む)
薬局	1,703機関	
指定訪問看護事業者	261機関	
医師	13,055人	
歯科医師	3,380人	
薬剤師	8,703人	
柔道整復師	1,056人	

②業務実績（平成23年4月～平成24年3月）

- ・ 特定共同指導…………… 1 機関
- ・ 共同指導…………… 1 0 機関

(2) 特定機能病院に対する立入検査業務について

①業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。

②業務実績（平成23年4月～平成24年3月）

4 機関

(3) 国の開設する病院等の開設承認等について

①業務概要

国が開設する病院、診療所及び助産所を開設しようとする場合や変更する場合には、厚生労働大臣（四国厚生支局に委任）の承認を受けることとされていることから、医療法に規定する医療従事者の人員配置や建物設備等の構造設備の基準を満たしているか等承認の検査業務等を行っています。

②業務実績（平成23年4月～平成24年3月受付件数）

- ・ 開設許可及び承認事項の変更等…………… 2 9 件
- ・ 構造設備の使用許可…………… 7 2 件
- ・ 通知の受理…………… 3 4 件

8 指導監査課

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について

①業務概要

ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

③業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
医科・病院	0	93	7	4
医科・診療所	19	682	44	22
歯科	15	483	38	20
薬局	23	475	37	18

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	0	0

ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	137	1

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	23	29	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	23年度末現在	指定	廃止等	23年度末現在	指定	廃止等	23年度末現在
件数	233	229	799	146	145	497	104	93	475

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	23年度末現在
件数	10	2	0	46

ウ 保険医等の登録状況

(単位：件)

	新規登録	抹消等	異動		23年度末現在
			転入	転出	
医師	48	11	156	160	3,145
歯科医師	10	1	25	13	827
薬剤師	27	2	56	41	2,298

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃止	23年度末現在
件数	44	19	375

(4) 四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会香川部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会香川部会の開催状況 12回

※実績は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの分です。

9 徳島事務所

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について

①業務概要

ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
医科・病院	0	112	7	4
医科・診療所	9	606	38	19
歯科	6	422	34	18
薬局	20	374	28	14

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	0	0

ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	16	4

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	29	28	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	23年度末現在	指定	廃止等	23年度末現在	指定	廃止等	23年度末現在
件数	243	245	796	151	149	455	77	75	355

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	23年度末現在
件数	4	1	0	71

ウ 保険医等の登録状況

(単位：件)

	新規登録	抹消等	異動		23年度末現在
			転入	転出	
医師	41	9	103	124	2,991
歯科医師	29	5	30	50	949
薬剤師	27	1	36	37	2,057

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃止	23年度末現在
件数	30	12	241

(4) 四国地方社会保険医療協議会徳島部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会徳島部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会徳島部会の開催状況 12回

※実績は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの分です。

10 愛媛事務所

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について

①業務概要

ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
医科・病院	2	140	9	3
医科・診療所	19	922	81	27
歯科	7	638	56	29
薬局	37	489	38	20

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	0	0

ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	174	0

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	28	36	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	23年度末現在	指定	廃止等	23年度末現在	指定	廃止等	23年度末現在
件数	331	341	1,221	212	216	719	140	126	505

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	23年度末現在
件数	3	1	0	94

ウ 保険医等の登録状況

(単位：件)

	新規登録	抹消等	異 動		23年度末 現在
			転 入	転 出	
医 師	73	5	138	127	4,368
歯 科 医 師	3	9	24	8	1,044
薬 剤 師	36	2	66	56	2,442

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃 止	23年度末現
件 数	45	20	231

(4) 四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の開催状況 12回

※実績は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの分です。

1 1 高知事務所

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等について

①業務概要

ア 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

イ 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

ウ 受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対し、その保険施術が通知や受領委任規程等に従い適正に実施されるよう指導及び調査を行います。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
医科・病院	0	131	10	5
医科・診療所	14	441	20	19
歯科	12	367	30	15
薬局	20	352	29	15

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	0	0

ウ 柔道整復師の指導状況

	集団指導	個別指導
件数	3	1

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査について

①業務概要

厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法において、保険医療機関等は一定の医療従事者数・設備等の基準を満たすことを要件として所定の診療報酬を算定できます。この施設基準等の届出の受理、審査及び届出後の調査等を行います。

②業務実績(適時調査)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	34	19	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うと共に、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医 科			歯 科			薬 局		
	指 定	廃止等	23年度末現在	指 定	廃止等	23年度末現在	指 定	廃止等	23年度末現在
件数	206	219	621	102	100	376	81	77	368

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指 定	廃 止	辞 退	23年度末現在
件 数	0	0	0	50

ウ 保険医等の登録状況

(単位：件)

	新規登録	抹 消 等	異 動		23年度末現在
			転 入	転 出	
医 師	38	13	126	104	2,551
歯 科 医 師	3	4	10	2	560
薬 剤 師	23	3	41	35	1,906

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況

	届出・申出	廃 止	23年度末現在
件 数	14	13	209

(4) 四国地方社会保険医療協議会高知部会の運営について

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会高知部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会高知部会の開催状況 12回

※実績は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの分です。

12 麻薬取締部

(1) 薬物事犯の取締りについて

①業務概要

ア 薬物事犯の取締り

麻薬取締部は、行政事務のほかに薬物犯罪に関する司法権を付与された麻薬取締官によって構成されている部署です。

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として次の法律で規定される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連五法]

- ・麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等
- ・大麻取締法：大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等
- ・あへん法：あへん、けし、けしがら等
- ・覚せい剤取締法：覚醒剤（シャブ、スピード、ヤーバ）等
- ・麻薬特例法：薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収等

[刑法]

- ・第2編第14章 あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席して「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、個々に取り扱った薬物事案の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、税関など）と情報交換を行っています。

②業務実績（平成23年1～12月）

ア 薬物事犯の取締り件数等

	検挙件数	検挙人員
覚せい剤取締法違反	30件	27名
麻薬及び向精神薬取締法違反	5件	3名
大麻取締法違反	6件	5名
計	41件	35名

(押収物)

覚醒剤（粉末）	14.820 g
乾燥大麻	20.287 g
大麻草	9株
向精神薬	170錠

イ 各取締機関との連携

平成23年度は6月2日に高松市において、厚生労働省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、四国管区警察局、県警察本部、海上保安部、税関等28機関45名が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等について情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図りました。

(2) 鑑定について

①業務概要

薬物犯罪の捜査において、当該犯罪を立証するため、麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収された証拠品等の鑑定を実施しており、この鑑定は科学捜査の中核となる重要な業務です。

鑑定の主な業務としては、以下のとおりです。

ア 押収した薬物に係る鑑定（定性分析、定量分析）

イ 尿、汗、毛髪から規制薬物及びその代謝物に係る鑑定

ウ 注射器やパイプ、秤量器具等の関係押収品の付着物に係る鑑定

エ 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究
押収した証拠品を鑑定した結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

②業務実績（平成23年1～12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、158件（検体数：545検体）です。

(3) 正規麻薬等の指導・監督について

①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、その中には、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有し医薬品として医療分野に不可欠なものもあります。

そこで、これら薬物の使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に関するものみに限定し、その取扱者を免許、許可、届出制とし、適正な取扱いを行うべく不正ルートへの横流し等を無くし国民の健康被害を未然に防止しています。

これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行っており、また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務も行い、正規の取引であることを確認しています。

イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。

②業務実績（平成23年1～12月）

ア 許認可件数

	件数
麻薬関係	89件
向精神薬関係	15件
麻薬向精神薬原料関係	8件
計	112件

イ 立入検査

○ 麻薬関係

	件数
家庭麻薬製造業者	1件
麻薬卸売業者	7件
麻薬小売業者	32件
病院・一般診療所	76件
飼育動物診療施設	4件
計	120件

○ 向精神薬関係

	件数
向精神薬製造製剤業者	1件
免許みなし卸売販売業	8件
免許みなし薬局	33件
病院・一般診療所	75件
歯科診療所	1件
飼育動物診療施設	4件
計	122件

○ 覚醒剤関係

	件数
覚せい剤原料取扱者	7件
薬局	32件
病院・診療所	77件
飼育動物診療施設	4件
計	120件

(4) 薬物中毒者対策について

①業務概要

薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物中毒や乱用に陥らないよう相談に応じ必要な助言・指導を行っています。また、「麻薬・覚醒剤相談電話」(TEL 087-823-8800)を設置し、麻薬等乱用者の家族などからの相談に応じています。さらに、検挙した初犯の末端乱用者やその家族等が希望した場合、独自の再乱用防止対策プログラムを実施しています。

また、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関(医療機関、取締機関、行政機関等)の専門家による相談事例等の情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。平成23年度は、9月27日に高知市で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、精神保健指定医、保護観察官、警察官、刑務官、保健所職員等が情報・意見交換を行いました。この会議は、中国地区と四国地区と毎年交互に開催しています。

(5) 薬物乱用防止啓発活動について

①薬物乱用防止教室等への講師派遣

薬物乱用を阻止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する啓発指導として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

平成23年度においては、四国管内の中学校7校(対象者数合計:約1,300名)、高等学校2校(約1,260名)、教育委員会1件(約120名)、保健所等7件(約670名)から依頼を受け、職員を派遣しました。

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

2019年(平成31年)までに薬物乱用を根絶することを目指すとした「新国連薬物乱用根絶宣言(2009~2019年)」への支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

(平成23年度運動期間:6月20日~7月19日)

③ 不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることのないようにするため、けしの開花時期や大麻の成長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

(平成23年度運動期間:5月1日~6月30日)

④ 麻薬・覚せい剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚せい剤乱用防止運動を行っています。

平成23年度においては、10月25日に松山市において「麻薬・覚せい剤乱用防止運動愛媛大会」を開催し、参加者一人ひとりに薬物乱用による危害を認識させるとともに、乱用防止に対して積極的な姿勢を喚起しました。この大会は、中国地区と四国地区と毎年交互に実施しています。

(平成23年度運動期間：10月1日～11月30日)

13 社会保険審査官

○ 社会保険各法による保険者が行う処分決定に係る不服申立の審査請求決定事務について

①業務概要

ア 社会保険審査官は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法、年金給付遅延加算金支給法、石炭鉱業年金基金法)に基づく、その資格や給付、保険料(ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は直接社会保険審査会へ再審査請求を行う。)に関する処分の変更を求める審査請求事務を取り扱っています。

イ この審査請求事務については、社会保険審査官及び社会保険審査会法に規定され、前記(ア)の処分者は、同法第3条で、日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、厚生労働大臣と規定されています。

ウ 管轄区域は、四国全域です。

②業務実績

ア 審査請求書の年度別受付状況

年度別	20年度	21年度	22年度	23年度
受付件数	102	149	196	312

イ 平成23年度の処理状況

前年度より繰越件数	受付件数	処理件数	取下件数	移送件数(他の厚生局へ)	未処理件数(翌年度へ繰越)
29	312	303	13	4	21

第3章 資料編

1 総務課関係

(1) 国有財産管理及び売却状況

(平成24年9月30日現在)

県	物件名	住所	物件概要	財産	写真
徳島県	西麻植職員宿舎 平成24年4月23日 売却済	徳島県吉野川鴨島町西麻植字麻植市143-3	(土地)264.49㎡ (建物)地上2階 コンクリートブロック建(S47.3)	普通財産	
	藍住職員宿舎 平成24年10月9日 期間入札(公示予定)	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前80-8	(土地)166.02㎡ (建物)なし	普通財産	
香川県	坂出船員保険保養所 平成22年6月30日 売却済	香川県坂出市入船町1丁目2-31	(土地)1,595.65㎡ (建物)地上4階 鉄筋コンクリート建(S43.3)	普通財産	
愛媛県	今治社保(上徳)公務員宿舎 平成24年1月23日 売却済	愛媛県今治市上徳字的場甲304-1	(土地)654.25㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(S60.3)	普通財産	
	宇和島社保(丸穂)公務員宿舎 平成24年1月5日 売却済	愛媛県宇和島市丸穂町1丁目甲290-1	(土地)440.57㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(S60.3)	普通財産	
	松山社保(西長戸)公務員宿舎 平成24年9月12日 売却済	愛媛県松山市西長戸町249-1	(土地)468.45㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(H2.3)	普通財産	
	内子船員保険保養所 平成24年3月2日 売却済	愛媛県喜多郡内子町内子3682	(土地)9,986.65㎡ (建物)地上2階 鉄筋コンクリート建(S59.3)	普通財産	
高知県	耐火書庫 平成24年6月29日 売却済	高知県高知市丸の内1-2-20 (高知県庁内)	(土地)0㎡ (建物)鉄筋コンクリート陸屋根平屋建(S39.6)	普通財産	
	保険課長宿舎 平成24年11月26日 期間入札(公示予定)	高知県高知市塩田町6-8	(土地)271.00㎡ (建物)木造平家建(S42.3)	普通財産	
	福井一般職員宿舎 平成24年3月2日 売却済	高知県高知市福井町2269-28	(土地)341.32㎡ (建物)地上2階 コンクリートブロック建(S47.3)	普通財産	
	高知社保所長宿舎 平成24年11月26日 期間入札(公示予定)	高知県高知市福井東町243-11	(土地)201.77㎡ (建物)木造平家建(S43.3)	普通財産	
	厚生年金高知リハビリテーション病院朝倉医員宿舎 平成24年11月26日 期間入札(公示予定)	高知県高知市朝倉本町2-589-2	(土地)362.94㎡ (建物)なし	普通財産	
	瀬戸一般職員宿舎 平成24年11月26日 期間入札(公示予定)	高知県高知市瀬戸西町3丁目111	(土地)278.86㎡ (建物)なし	普通財産	

(2) 特例民法法人関係

① 特例民法法人及び定期検査実施状況

都道府県	法人数	公益法人名	定期検査実日
徳島県	1法人	(財)徳島県社会保険協会	平成23年10月18日
香川県	2法人	(財)香川県社会保険協会	平成23年11月9日
		(社)香川県年金福祉協会	平成22年12月13日
愛媛県	2法人	(財)愛媛社会保険協会	平成24年9月7日
		(社)愛媛県年金福祉協会	平成21年6月18日
高知県	2法人	(財)高知県社会保険協会	平成23年12月8日
		(社)高知県年金福祉協会	平成22年11月10日

② 特例民法法人の新法人への移行状況

○平成24年4月1日移行分

(平成24年9月30日現在)

都道府県	旧公益法人名	認可年月日
徳島県	(財)徳島県社会保険協会	平成24年3月21日
香川県	(社)香川県年金福祉協会	平成24年3月19日
	(財)香川県社会保険協会	平成24年3月19日
愛媛県	(社)愛媛県年金福祉協会	平成24年3月26日
高知県	(社)高知県年金福祉協会	平成24年3月19日

○平成25年4月移行予定分

(平成24年9月30日現在)

都道府県	公益法人名	備考
愛媛県	(財)愛媛社会保険協会	移行認可申請の準備中
高知県	(財)高知県社会保険協会	移行認可申請の準備中

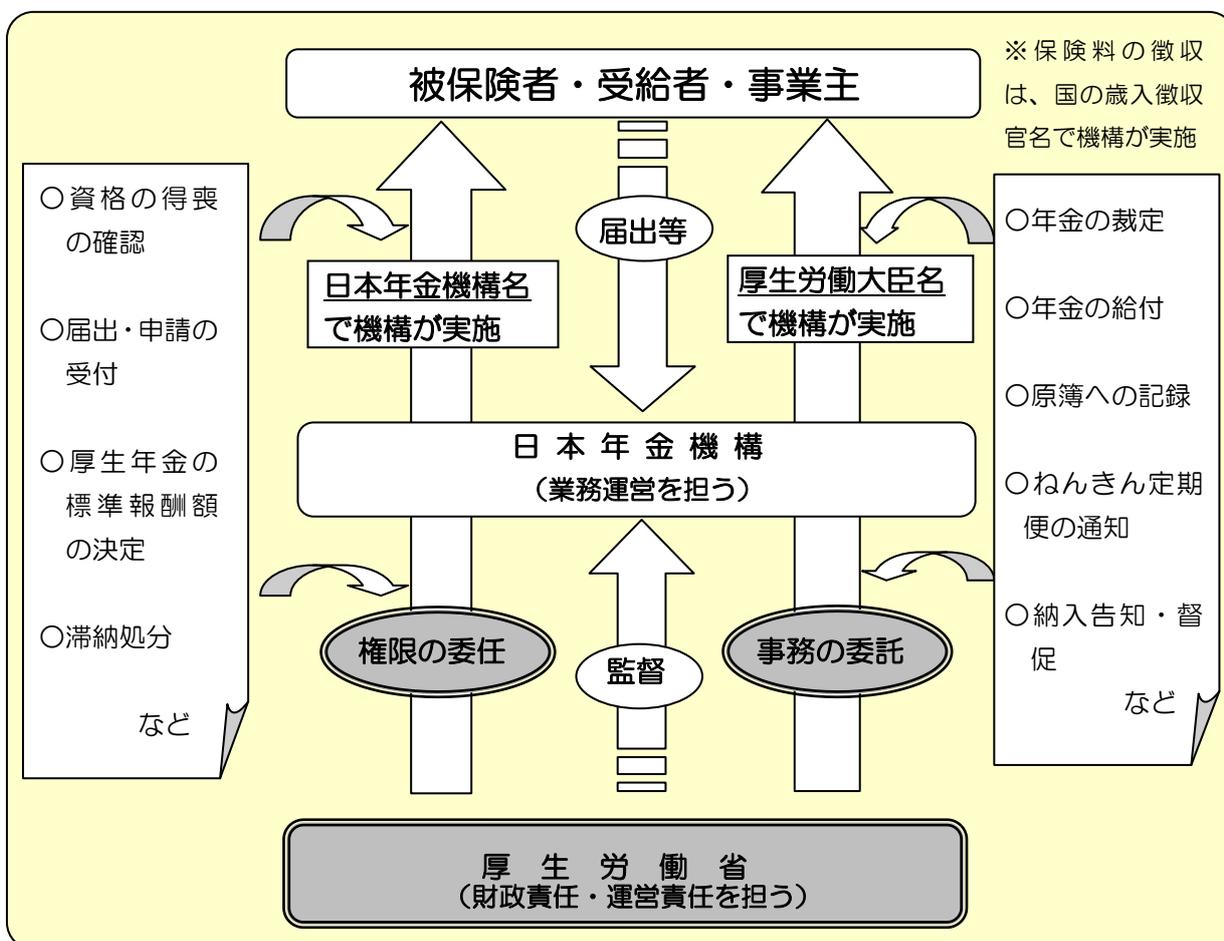
2 年金管理課関係

(1)厚生労働省と日本年金機構との関係

- 厚生労働省では、公的年金の財政責任・運営責任を担いつつ、一連の公的年金の業務運営を日本年金機構に委任^(注1)・委託^(注2)しています。
- 日本年金機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っており、これらの実施の過程で行政が関与する必要があるとされた業務については、厚生労働省が行うこととなっています。
- 四国厚生支局では、厚生労働省の政策実施機関として、社会保険庁廃止後、地方社会保険事務局の事務を継承するなどし、これら事務を処理しています。

(注1) 厚生労働大臣の権限で委任された業務（資格の取得・喪失確認、届出・申請書の受付、年金手帳の交付など）については、日本年金機構名で日本年金機構が実施。

(注2) 厚生労働大臣から事務の委託を受けた業務（年金の裁定、年金の給付、納入告知・督促など）については、厚生労働大臣名で日本年金機構が実施。



(2) 日本年金機構四国ブロック本部及び各年金事務所の所在地一覧

ブロック本部名	郵便番号	所在地
四国ブロック本部	760-0023	香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビルディング新館2階

県名	年金事務所名	郵便番号	所在地
徳島県	徳島北年金事務所	770-8522	徳島県徳島市佐古三番町 12-8
	徳島南年金事務所	770-8054	徳島県徳島市山城西 4-45
	阿波半田年金事務所	779-4496	徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野 113
香川県	高松西年金事務所	760-8553	香川県高松市錦町 2-3-3
	高松東年金事務所	760-8543	香川県高松市塩上町 3-11-1
	善通寺年金事務所	765-8601	香川県善通寺市文京町 2-9-1
愛媛県	松山西年金事務所	790-8512	愛媛県松山市南江戸 3-4-8
	松山東年金事務所	790-0952	愛媛県松山市朝生田町 1-1-23
	新居浜年金事務所	792-8686	愛媛県新居浜市庄内町 1-9-7
	今治年金事務所	794-8515	愛媛県今治市別宮町 6-4-5
	宇和島年金事務所	798-8603	愛媛県宇和島市天神町 4-43
高知県	高知東年金事務所	780-8556	高知県高知市棧橋通 4-13-3
	高知西年金事務所	780-8530	高知県高知市旭町 3-70-1
	南国年金事務所	783-8507	高知県南国市大桶甲 1214-6
	幡多年金事務所	787-0023	高知県四万十市中村東町 2-4-10

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可実績の内訳

	認 可	通常分	緊急分
平成 23 年 度	未適用事業所への立入検査	850 件	0 件
	適用事業所への事業所調査	9,696 件	8,414 件
	情報提供による未適用事業所調査	220 件	2 件
	情報提供による適用事業所調査	84 件	5 件
	検査院の指摘による事業所調査	0 件	61 件
	合 計	10,850 件	8,482 件

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可実績の内訳

	認 可	
平成 23 年 度	厚年法に規定する受給権者	37 件
	厚年法に規定する障害の状態を診断させる者	0 件
	国年法に規定する被保険者	0 件
	国年法に規定する受給権者	30 件
	国年法に規定する障害の状態を診断させる者	0 件
	特別障害給付金の支給に関する法律に規定する特定障害者その他関係者	0 件
	特別障害給付金の支給に関する法律に規定する障害の状態を診断させる者	0 件
	合 計	67 件

(5) 学生納付特例事務法人指定状況

(平成 24 年 9 月 30 日現在)

県 名	指定年月日	指 定 校 名
徳 島 県	22. 10. 14	徳島県立富岡東高等学校
	23. 5. 10	専修学校徳島県美容学校
	24. 5. 7	四国歯科衛生士学院専門学校
香 川 県	20. 4. 1	香川県立保健医療大学
	23. 6. 6	木田地区医師会附属准看護学院
	23. 7. 25	香川大学
	23. 12. 12	香川短期大学
	24. 4. 9	専門学校香川理容美容アカデミー
愛 媛 県	20. 4. 17	愛媛大学
	20. 5. 23	愛媛十全医療学院
	24. 2. 21	松山城南高等学校
高 知 県	20. 4. 1	土佐情報経理専門学校
	21. 5. 19	土佐リハビリテーションカレッジ
	23. 4. 1	高知県立大学
		高知短期大学
	23. 8. 19	高知理容美容専門学校
	23. 12. 12	RKC 調理師学校
	24. 4. 1	高知リハビリテーション学院
24. 9. 25	高知医療学院	

3 健康福祉課関係

○養成施設（所）一覧

各養成施設（所）に関する詳しい情報については、四国厚生支局ホームページの各種養成施設関係をご確認下さい。

【栄養士・管理栄養士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	栄養士		管理栄養士	
				入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限
				昼 間	昼 間	昼 間	昼 間
[栄養士]							
1	徳島県	四国大学短期大学部 人間健康科食物栄養専攻	(学) 四国大学	40	2		
2	徳島県	徳島文理大学短期大学部 生活科学科食物専攻	(学) 村崎学園	40	2		
3	香川県	香川短期大学 生活文化学科食物栄養専攻	(学) 尽誠学園	50	2		
4	愛媛県	今治明德短期大学 ライフデザイン学科食物栄養コース	(学) 今治明德学園	30	2		
5	愛媛県	愛媛女子短期大学 健康スポーツ学科健康栄養専攻	(学) 創志学園	50	2		
6	愛媛県	松山東雲短期大学 生活科学科食物栄養専攻	(学) 松山東雲学園	80	2		
7	高知県	高知学園短期大学 生活科学学科	(学) 高知学園	80	2		
[管理栄養士]							
8	徳島県	徳島大学医学部栄養学科	国立大学法人 徳島大学			50	4
9	徳島県	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科	(学) 村崎学園			90	4
10	徳島県	四国大学生活科学部管理栄養士養成課程	(学) 四国大学			70	4
11	高知県	高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科	高知県公立大学法人			40	4

【理容師・美容師】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名称	設置者	総定員					
				理容			美容		
				昼間	夜間	通信	昼間	夜間	通信
1	徳島県	徳島県立徳島テクノスクール	徳島県	60			80		
2	徳島県	徳島県美容学校	徳島県美容業生活衛生同業組合				80		120
3	徳島県	専門学校穴吹デザインビューティカレッジ	(学) 穴吹学園				70		
4	香川県	専修学校香川理容美容アカデミー	(社) 西日本理容美容学園	80		60	80		120
5	香川県	香川県美容学校	香川県美容業生活衛生同業組合				160		180
6	香川県	専門学校穴吹ビューティカレッジ	(学) 穴吹学園				120		180
7	愛媛県	(社) 東予理容美容専門学校	(社) 東予理容美容専門学校	80		120	80		120
8	愛媛県	愛媛県美容専門学校	(学) 愛媛県美容学園				160		120
9	愛媛県	(社) 宇和島美容学校	(社) 宇和島美容学校				80		120
10	愛媛県	河原ビューティモード専門学校	(学) 河原学園	60			160		
11	高知県	高知理容美容専門学校	(学) 高知理容美容学園	80		60	160		120
12	高知県	国際デザイン・ビューティカレッジ	(学) 龍馬学園				80		120

【理容師・美容師（ろう学校）】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名称	設置者	総定員（入所資格）					
				理容			美容		
				昼間	夜間	通信	昼間	夜間	通信
1	徳島県	徳島県立聾学校理容師養成所	徳島県	24 (中卒)					
2	香川県	香川県立聾学校高等部理容科	香川県	12 (中卒)					
3	愛媛県	愛媛県立松山聾学校高等部理容科	愛媛県	24 (中卒)					

【理容師・美容師（矯正施設）】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名称	設置者	総定員					
				理容			美容		
				昼間	夜間	通信	昼間	夜間	通信
1	愛媛県	春日理容学園		20 (中卒)					

【調理師】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名称	設置者	調理師											
				入学定員	修業年限										
				高校	昼間	専門	昼間	高等	夜間	専門	夜間	高等			
1	徳島県	徳島県立小松島西高等学校 食物科	徳島県	70	3										
2	徳島県	平成調理師専門学校 調理師本科昼間部・夜間部	(学) 平成学園			50	1			35	1.5				
						25	2								
3	香川県	坂出第一高等学校 食物科	(学) 花岡学園	80	3										
4	香川県	キッス調理技術専門学校 衛生専門課程 専門調理科・衛生高等課程調理師科	(学) 北川学園			30	2	40	1			20	1.5		
5	香川県	香川県立観音寺中央高等学校 総合学科食物系列	香川県	40	3										
6	愛媛県	愛媛調理製菓専門学校	(学) 愛媛学園			50	2	100	1			25	1.5		
7	愛媛県	今治精華高等学校	(学) 今治精華学園	40	3										
8	愛媛県	松山城南高等学校	(学) 松山学院	80	3										
9	愛媛県	今治明德短期大学別科調理専修	(学) 今治明德学園			40	1								
10	高知県	RKC調理師学校	(学) 三谷学園			120	1	20	1	30	1.5	10	1.5		

【指定保育士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入 学 定 員	修 業 年 限
				昼 間	
1	徳島県	徳島文理大学短期大学部保育科	(学) 村崎学園	70	2
2	徳島県	徳島文理大学人間生活学部児童学科	(学) 村崎学園	110	4
3	徳島県	四国大学短期大学部幼児教育保育科	(学) 四国大学	80	2
4	徳島県	四国大学生生活科学部児童学科保育学コース	(学) 四国大学	70	4
5	徳島県	鳴門教育大学学校教育学部学校教育教員養成課程幼児教育専修	国立大学法人 鳴門教育大学	5	4
6	香川県	香川短期大学子ども学科第Ⅰ部	(学) 尽誠学園	60	2
7	香川県	香川短期大学子ども学科第Ⅲ部	(学) 尽誠学園	40	3
8	香川県	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科保育士養成コース	(学) 四国学院	40	4
9	香川県	高松短期大学保育学科	(学) 四国高松学園	80	2
10	香川県	高松大学発達科学部子ども発達学科	(学) 四国高松学園	70	4
11	香川県	香川大学教育学部学校教育教員養成課程幼児教育コース	国立大学法人 香川大学	10	4
12	愛媛県	愛媛女子短期大学子ども学科	(学) 創志学園	50	2
13	愛媛県	今治明德短期大学幼児教育学科	(学) 今治明德学園	40	2
14	愛媛県	松山東雲短期大学保育科	(学) 松山東雲学園	100	2
15	愛媛県	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科子ども専攻	(学) 松山東雲学園	50	4
16	愛媛県	聖カトリック大学短期大学部保育学科	(学) 聖カトリック学園	100	2
17	愛媛県	愛媛大学教育学部学校教育教員養成課程保育士養成コース	国立大学法人 愛媛大学	12	4
18	高知県	高知学園短期大学幼児保育学科	(学) 高知学園	80	2

【社会福祉士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入 学	修 業
				定 員	年 限
1	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 社会福祉学科通信課程	(学) 穴吹学園	100	1年7月
2	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院 社会福祉学科	(学) RWFグループ	100	1年8月

【社会福祉士】 (科目等確認大学)

※ 「科目等確認大学」とは、社会福祉に関する科目を定める省令の規定に基づき開講科目(実習演習科目)について、諸要件を満たしていることを確認した大学等です。

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入 学	修 業
				定 員	年 限
1	徳島県	徳島健祥会福祉専門学校保育福祉学科	(福) 健祥会	20	3
2	徳島県	専門学校穴吹福祉医療カレッジこども福祉学科社会福祉士専攻	(学) 穴吹学園	20	3
3	徳島県	徳島文理大学保健福祉学部人間福祉学科	(学) 村崎学園	40	4
4	徳島県	徳島大学歯学部口腔保健学科	国立大学法人 徳島大学	15	4
5	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジこども社会福祉学科 社会福祉コース	(学) 穴吹学園	20	3
6	香川県	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科	(学) 四国学院	120	4
7	香川県	四国学院大学社会福祉学部子ども福祉学科	(学) 四国学院	40	4
8	香川県	香川短期大学生活文化学科生活介護福祉専攻ケアコース	(学) 尽誠学園	40	2
9	香川県	香川短期大学生活文化学科生活介護福祉専攻ウェルネスコース	(学) 尽誠学園	40	2
10	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉科社会福祉士コース	(学) 河原学園	15	3
11	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉科精神保健福祉士コース	(学) 河原学園	15	3
12	愛媛県	松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科	(学) 松山東雲学園	20	4
13	愛媛県	松山大学人文学部社会学科社会福祉士課程	(学) 松山大学	16	4
14	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻	(学) 聖カタリナ学園	20	4
15	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻	(学) 聖カタリナ学園	100	4
16	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部健康福祉マネジメント学科 福祉マネジメント専攻	(学) 聖カタリナ学園	50	4
17	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部健康福祉マネジメント学科 健康スポーツマネジメント専攻	(学) 聖カタリナ学園	50	4
18	高知県	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科	高知県立大学法人	30	4
19	高知県	龍馬看護ふくし専門学校福祉保育学科社会福祉士 受験資格取得コース	(学) 龍馬学園	20	3
20	高知県	高知福祉専門学校社会福祉学科	(学) すみれ学園	80	3

【介護福祉士】（福祉系高校及び特例高校を含む）

（平成23年4月1日現在）

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学 定員	修業 年限
				昼 間	
[養成施設]					
1	徳島県	四国大学短期大学部人間健康科介護福祉専攻	（学）四国大学	50	2
2	徳島県	徳島健祥会福祉専門学校介護福祉学科	（福）健祥会	120	2
3	香川県	四国学院大学専門学校福祉学科	（学）瀬戸内学院	40	2
4	香川県	さぬき福祉専門学校介護福祉学科	（福）厚仁会	40	2
5	香川県	四国医療福祉専門学校介護福祉学科	（学）すみれ学園	40	2
6	香川県	香川短期大学生活文化学科生活介護福祉専攻 ケアコース	（学）尽誠学園	40	2
7	香川県	香川短期大学専攻科福祉専攻	（学）尽誠学園	30	1
8	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 介護福祉学科	（学）穴吹学園	35	2
9	愛媛県	今治明德短期大学ライフデザイン学科介護福祉コース	（学）今治明德学園	40	2
10	愛媛県	河原医療福祉専門学校介護福祉科	（学）河原学園	80	2
11	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 社会福祉学科介護福祉専攻	（学）聖カタリナ学園	20	4
12	愛媛県	松山東雲短期大学生活科学科介護福祉専攻	（学）松山東雲学園	40	2
13	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院介護福祉学科	（学）RWFグループ	40	2
14	高知県	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科 介護福祉課程	高知県公立大学法人	30	4
15	高知県	高知福祉専門学校介護福祉学科	（学）すみれ学園	40	2
16	高知県	平成福祉専門学校介護福祉学科	（福）長い坂の会	80	2
17	高知県	龍馬看護ふくし専門学校介護福祉学科	（学）龍馬学園	40	1

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業
				定員	年限
[福祉系高校]					
18	徳島県	小松島西高等学校福祉科	徳島県	35	3
19	香川県	尽誠学園高等学校福祉科	(学) 尽誠学園	40	3
20	香川県	高松南高等学校福祉科	香川県	30	3
21	愛媛県	松山城南高等学校福祉科	(学) 松山学院	40	3
[特例高校]					
22	徳島県	城西高等学校総合学科77・78イカ系列2	徳島県	15	3
23	徳島県	鳴門第一高等学校総合学科福祉系列	徳島県	16	3
24	香川県	飯山高等学校総合学科・福祉サービス系列	香川県	27	3
25	愛媛県	北条高等学校総合学科・生活福祉系列	愛媛県	26	3
26	愛媛県	川之石高等学校総合学科・福祉サービス系列	愛媛県	20	3
27	愛媛県	新居浜南高等学校総合学科・福祉サービス系列	愛媛県	24	3
28	高知県	室戸高等学校総合学科・ふくしデザイン系列	高知県	16	3

【社会福祉主事】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学 定員	修業 年限
				昼 間	
1	香川県	さぬき福祉専門学校 介護福祉学科	(福) 厚仁会	40	2

【精神保健福祉士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学 定員	修業 年限
				通 信	
1	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 精神保健福祉学科短期養成課程	(学) 穴吹学園	30	9月
2	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 精神保健福祉学科一般養成課程	(学) 穴吹学園	30	1年9月
3	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院 精神保健福祉学科 短期養成課程	(学) RWFグループ	50	9月
4	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院 精神保健福祉学科 一般養成課程	(学) RWFグループ	50	1年8月

【保健師・助産師・看護師】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名称	設置者	保健師		助産師		看護師 (3年課程)		看護師 (3年課程 定時制)		看護師 (2年課程)		看護師 (2年課程 定時制)		看護師 (2年課程 通信制)		統合カリ キュラム (保健師・ 看護師)		昼夜 等の 別	
				入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限		入学 定員
1	徳島県	健康保険鳴門看護専門学校	(社)全国社会 保険協会連合会					40	3												昼間
2	徳島県	徳島県立総合看護学校	徳島県										100	3							昼間
3	徳島県	徳島県立総合看護学校	徳島県					40	3												昼間
4	徳島県	独立行政法人国立病院機構東徳島 医療センター附属看護学校	(独)国立病院機構					40	3												昼間
5	香川県	香川看護専門学校	(学)尽誠学園					40	3												昼間
6	香川県	香川看護専門学校	(学)尽誠学園									40	2								昼間
7	香川県	専門学校穴吹医療カレッジ	(学)穴吹学園															40	4		昼間
8	香川県	専門学校穴吹医療カレッジ	(学)穴吹学園												250	2					通信
9	香川県	四国医療専門学校	(学)大麻学園					40	4												昼間
10	香川県	高松市医師会看護専門学校	(社)高松市医師会										40	3							夜間
11	香川県	独立行政法人国立病院機構善通寺 病院附属善通寺看護学校	(独)国立病院機構					80	3												昼間
12	愛媛県	愛媛県立看護専門学校	愛媛県					30	3												昼間
13	愛媛県	宇和島看護専門学校	(財)正光会					40	3												昼間
14	愛媛県	今治看護専門学校	(社)今治市医師会					80	3												昼間
15	愛媛県	今治看護専門学校	(社)今治市医師会									40	2								昼間
16	愛媛県	十全看護専門学校	(財)積善会					30	3												昼間
17	愛媛県	松山看護専門学校	(社)松山市医師会					40	3												昼間
18	愛媛県	松山看護専門学校	(社)松山市医師会										40	3							昼間
19	愛媛県	松山赤十字看護専門学校	日本赤十字社					40	3												昼間
20	愛媛県	河原医療大学校	(学)河原学園					80	4												昼間
21	愛媛県	東城看護専門学校	(財)新居浜精神衛 生研究所										40	3							夜間
22	愛媛県	独立行政法人国立病院機構愛媛 病院附属看護学校	(独)国立病院機構					40	3												昼間
23	高知県	高知県医師会看護専門学校	(社)高知県医師会									80	2								昼間
24	高知県	高知県立幡多看護専門学校	高知県					35	3												昼間
25	高知県	黒潮医療専門学校	(福)黒潮福祉会					40	3												昼間
26	高知県	龍馬看護ふくし専門学校	(学)龍馬学園					40	3												昼間
27	高知県	独立行政法人国立病院機構高知 病院附属看護学校	(独)国立病院機構					40	3												昼間

【理学療法士・作業療法士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名称	設置者	理学療法士				作業療法士			
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼間		夜間		昼間		夜間	
1	徳島県	徳島医療福祉専門学校	(学) 勝浦学園	40	3			40	3		
2	徳島県	徳島健祥会福祉専門学校	(福) 健祥会	40	3			40	3		
3	香川県	専門学校穴吹リハビリテーションカレッジ	(学) 穴吹学園	40	3			40	3		
4	香川県	四国医療専門学校	(学) 大麻学園	30	4			30	4		
5	愛媛県	愛媛十全医療学院	(財) 積善会	40	3			40	3		
6	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院	(学) RWFグループ	40	3			40	3		
7	愛媛県	河原医療大学校	(学) 河原学園	40	4			40	4		
8	高知県	高知リハビリテーション学院	(学) 高知学園	70	4			40	4		
9	高知県	高知医療学院	(医) 新松田会	40	3						
10	高知県	土佐リハビリテーションカレッジ	(学) 土佐リハ学院	40	4			40	4		
11	高知県	黒潮医療専門学校	(福) 黒潮福祉会	40	3						

【臨床工学技士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼 間		夜 間	
1	香川県	四国医療福祉専門学校	(学) すみれ学園	40	3		
2	愛媛県	四国医療技術専門学校	(学) すみれ学園	40	3		
3	高知県	四国医療工学専門学校	(学) すみれ学園	40	3		

【言語聴覚士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼 間		夜 間	
1	愛媛県	愛媛十全医療学院	(財) 積善会	30	2		
2	愛媛県	四国中央医療福祉総合学院	(学) RWFグループ	40	3		
3	高知県	高知リハビリテーション学院	(学) 高知学園	40	4		

【歯科衛生士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業	入学	修業
				定員	年限	定員	年限
				昼	間	夜	間
1	徳島県	徳島歯科学院専門学校	(社) 徳島県歯科医師会	40	3		
2	徳島県	四国歯科衛生士学院専門学校	(財) 四国歯科衛生士学院	20	3		
3	徳島県	専門学校穴吹福祉医療カレッジ	(学) 穴吹学園	30	3		
4	香川県	香川県歯科医療専門学校	(社) 香川県歯科医師会	50	3		
5	香川県	四国学院大学専門学校	(学) 瀬戸内学院	40	3		
6	香川県	専門学校穴吹医療カレッジ	(学) 穴吹学園	40	3		
7	愛媛県	松山歯科衛生士専門学校	(学) 山本学園	40	3		
8	愛媛県	河原医療大学校	(学) 河原学園	40	3		

【歯科技工士】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業	入学	修業
				定員	年限	定員	年限
				昼	間	夜	間
1	徳島県	徳島歯科学院専門学校	(社) 徳島県歯科医師会	20	2		
2	香川県	香川県歯科医療専門学校	(社) 香川県歯科医師会	20	2		
3	愛媛県	河原医療大学校	(学) 河原学園	20	2		

【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	学校名	設置者	あんま				あんま、はり、きゅう				はり、きゅう			
				入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間	
1	香川県	四国医療専門学校	(学)大麻学園					30	高卒 3			60	高卒 3	30	高卒 3
2	愛媛県	河原医療福祉専門学校	(学)河原学園									56	高卒 3		

【柔道整復師】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	学校名	設置者	入学定員	修業年限	入学定員	修業年限
				昼間		夜間	
1	香川県	四国医療専門学校	(学)大麻学園	60	3	30	3
2	愛媛県	河原医療福祉専門学校	(学)河原学園	60	3		

【製菓衛生師】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業
				定員	年限
1	徳島県	専門学校穴吹テザインビューティカレッジ パティシエ・ベーカリー学科	(学) 穴吹学園	30	2
2	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 衛生専門課程 製菓衛生学科	(学) 穴吹学園	35	1
3	香川県	専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 衛生専門課程 パティシエ・ベーカリー学科	(学) 穴吹学園	35	2
4	愛媛県	愛媛調理製菓専門学校製菓衛生師課程	(学) 愛媛学園	80	1
5	愛媛県	愛媛調理製菓専門学校製菓衛生師専門課程	(学) 愛媛学園	32	2
6	愛媛県	河原パティシエ・医療・観光専門学校 パティシエ・ブランジェ科	(学) 河原学園	40	1
7	愛媛県	河原パティシエ・医療・観光専門学校 パティシエ・ブランジェ本科	(学) 河原学園	40	2
8	愛媛県	今治明德短期大学ライフデザイン学科製菓製パンコース	(学) 今治明德学園	20	2
9	高知県	高知情報ビジネス専門学校製菓製パン科	(学) 龍馬学園	35	2

【食品衛生管理者・食品衛生監視員】

(平成23年4月1日現在)

番号	都道府県	名 称	設 置 者	入学	修業
				定員	年限
1	徳島県	徳島大学医学部栄養学科	国立大学法人 徳島大学	50	4
2	徳島県	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科	(学) 村崎学園	90	4
3	徳島県	四国大学生活科学部管理栄養士養成課程	(学) 四国大学	70	2
4	香川県	香川大学農学部応用生物科学科食品衛生コース	国立大学法人 香川大学	無	4
5	愛媛県	愛媛県立医療技術大学保健科学部臨床検査学科	公立大学法人	20	4
6	愛媛県	愛媛大学農学部生物資源学科応用生命化学専門 教育コース食品衛生監視員プログラム	国立大学法人 愛媛大学	無	4
7	高知県	高知大学農学部農学科食料科学コース及び生命 化学コース食品衛生管理者及び食品衛生監視員 資格取得課程	国立大学法人 高知大学	無	4